



「ありがとう忘れないよ」

3月15日に行われた弟子屈中学校(杉山稔校長)卒業式での1コマです。友人や後輩、先生方との別れを惜しみながら、3年間慣れ親しんだ学びやを巣立ちました。

(関連記事24～25ページ)

Public relations magazine

2016.4

No.740

てしかが

主な内容

- 平成28年度町政執行方針……………②
- 平成28年度教育行政方針……………⑥
- 働くあなたを応援します……………⑩
- 防災ワンポイントコーナー……………⑫
- 町税などの納期限/夜間納税窓口開設…⑮

むかしむか史 (306)

てしかが歴史写真館¹⁸⁰



いつかどこかに第2展望台が…
(摩周湖第1展望台から摩周湖を臨む)

夢のある展望台

「第1があって、第3もあるのに、第2はない？何かウラがある？確かに裏もある」…。そんなクイズになりそうなのは、皆さんもよくご存じの、摩周湖にある展望台です。

今でこそ、世界中に名を広めている摩周湖ですが、そもそもはアイヌの人たちに「キムタアレンカムイトー(奥山にある神の湖)」と称されたところ。何かのついでに立ち寄るような場所ではなく、1年のうちに数えるほどの人たちが通り、何とか踏み分けたような跡がついているに過ぎませんでした。

摩周湖第1展望台への道路が整備されたのは1929(昭和4)年。弟子屈の駅裏から直線道路が着工されました。1934(昭和9)年には周辺一帯が阿寒国立公園に指定されたことも追い風となり、大勢の観光客が押し寄せました。そこで、観光客間の1カ所集中を避け、皆さんに歩きながらの風景も堪能してもらいたいとの思いから、第2、第3の展望台整備を進めたのです。予想外だったのは、第1と第3をつなぐ間、つまり第2展望台の設置を目指した辺りが、あまりにも傾斜が急で陰しい崖が続いていて、整備利用が困難だったことです。これまでも何度か、第1展望台から第3展望台へ続く4キロの散策道路計画案が浮上していますが、実現はしていません。予定された場所自体、すでに記憶の彼方です。

雪が道路を覆う期間、第1展望台から第3展望台を經由して川湯へ続く道道は通行止めとなり、スノーシュー(西洋かんじき)を楽しむ人たちに人気のコースとなっています。今のところ、摩周第2展望台は、このときだけしか立ち寄れない展望台。立ち寄った方それぞれのオリジナル展望台が出現するのです。「いつか実物ができるかもしれない」と思えるのが、摩周第2展望台です。

てしかが郷土研究会(斎藤)

てしかが 2016.4

毎月1回発行 発行/弟子屈町 編集/まちづくり政策課 ☎482-2913 ☎482-2696
〒088-3292 弟子屈町中央2丁目3番1号 URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/>

R100 この広報紙には再生紙を使っています

将来にわたり皆が豊かで 幸せなまちをつくりたい

平成28年第1回町議会定例会が3月8日から11日まで開かれ、平成28年度予算案などが審議されました。

徳永町長が行った町政執行方針と、小林教育長の教育行政方針の概要をお知らせします。



平成28年度町政執行方針
町長 徳永 哲雄

一つの節目の年に 目指す方向を見据え 着実にまちづくり

町政をお預かりして15年が経過し、4期の4年目を迎えました。第5次総合計画の前期計画が終了し、後期計画策定の準備をする年であり、昨年末に策定した「てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略」が本格的にスタートする年でもあります。今後「住民の福祉」のために、さらに地道で効率的な財政運営を進め、基幹産業である農業と観光を再

構築していきます。また、町民の医療・福祉・介護・子育て環境・教育環境の整備、防災・減災対策などを着実に実施するとともに、人口の「社会増減ゼロ」に向けたさまざまな取り組みを推し進め、創生戦略で掲げた2040年の人口6千人「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立した町」誰もが自慢し、誇れる、家族のような町を目指して、まい進していきます。

行政の総合力を最大限に発揮するため、役場全体が同じゴールに向かって「一体感」や「チーム」の意識を鼓舞し、弟子屈町民である「プライド」を持つてさまざまな課題に立ち向かっていきます。

町の最上位計画である第5次総合計画の後期計画策定に取り組み、町民が「豊かさ」「幸福感」を実感できるよう、既存の各事務事業を磨き上げ、精度を上げていきます。また、同計画の将来像の実現に向けて、既存の事務事業、新たな事務事業の目標や指標を明確にし、より実効性が高まるよう、計画・実行・評価・改善というPDCAを繰り返すとともに、施策・事務事業を着実に実行していきます。「てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略」についてもPDCAサイクルで取り組み、それぞれの事務事業実施を効果的に進める一方で「公共施設マネジメント」を継続して進めていきます。



クリーンウォーク継続などで摩周湖の価値を高めた

環 人と自然が共生 する

自然環境の保全と活用

- ▼国立公園の名称変更に係る関係機関への要請活動の継続。
- ▼摩周湖における、長期的な保全を目的とした調査活動の継続。
- ▼「摩周湖クリーンウォーク」「摩周岳登山道維持管理」など、町民や関係機関団体との協働事業推進による、摩周湖の国立公園としての希少価値を高めていく取り組みの推進。
- ▼屈斜路湖における、湖水利用の問題点解消や、魚類などの自然資源の活用など、保全と活用の両立。
- ▼市街地の用途地域見直しによる、町全域の土地利用計画の策定。
- ▼地籍調査事業における地図情報システムの化と、土地利用、土地取引の円滑化の推進。

循環型社会の構築

- ▼地熱開発における、事業化に向けた調査研究の推進。
- ▼省エネルギー活動の普及啓発の推進と、公共施設の省エネ行動計画の強化。
- ▼スプレー缶の分別回収と資源化処理の実施。

活 まちに活力・活気・ 雇用を生み出す

- ▼国に対するPPP対策の要請と、農家支援のさまざまな方策の検討。
- ▼農業経営の維持・安定のための継続的な基盤整備、担い手育成・確保、今後の農業生産の在り方などへの対応。



ワイン醸造用ブドウの栽培をさらに増やして

- ▼耕畜連携による域内自給飼料の確保に向けた取り組みの推進。
- ▼チャンピオン牛導入元の鹿児島県日置市と本町の酪農家による、研修交流事業に対する支援。
- ▼新規就農した2戸に対する営農継続への支援。
- ▼農協との連携による農業実習生の受け入れ事業への支援。
- ▼家畜ふん尿の臭気低減に向けた取り組みの継続。
- ▼家畜伝染病の防疫対策の継続。
- ▼エゾシカによる農業被害対策の継続。
- ▼経営所得安定対策制度継続への要望の実施。
- ▼新たな作物導入による経営形態の見直しや輪作体系の確立。
- ▼摩周メロン、摩周そばなどのブランドの確立。
- ▼環境に配慮した土づくりに対する支援の継続。
- ▼弟子屈町産ブドウを使用したワインの特産品としての確立。
- ▼ワイン醸造用ブドウの栽培面積拡大と、地元醸造に向けた取り組みの推進。
- ▼道営土地改良事業による、町営牧場の草地整備や育成舎の新設などの実施。
- ▼草地畜産基盤整備事業の実施による粗飼料の高効率生産への取り組み。
- ▼町の森林整備計画に基づいた森



大切にしたい木育への取り組み

- ▼国・補助事業などを活用した林業専用道整備や、町有林の多面的機能を発揮させるための町有林造林事業の継続実施。
- ▼林業多目的センターを活用した木育行事を実施するなど、木と森林・林業にふれあう機会の充実と林業の普及啓もうへの取り組み。
- ▼プレミアム商品券の発行などによる地元消費喚起への支援。
- ▼道の駅「摩周温泉」の充実と観光案内所活用による、観光客の町内での購買促進への取り組み。
- ▼中小企業振興条例の融資制度などによる安定経営や各種設備投資など、支援制度の活用促進。
- ▼道の駅全国大会の開催。
- ▼摩周湖観光協会、てしかがえこまち推進協議会など、住民主体の活

暮 誰もが安心して 暮らせる

保健医療体制の充実

- ▼摩周厚生病院での個別がん検診の導入。
- ▼特定健診の受診率向上への取り組み。
- ▼保健指導や健康教育の充実による生活習慣病の予防、健康寿命向上への取り組み。
- ▼新たに定期接種となる「日本脳炎予防接種」の円滑な実施。
- ▼各種予防接種費用助成の継続。
- ▼地域医療体制の強化と病院の安定的経営の確保。
- ▼摩周厚生病院への支援の継続。
- ▼摩周厚生病院、特別養護老人ホーム摩周、養護老人ホーム倅和園の円滑な連携の推進。
- ▼乳幼児・高校生の医療費実質無料化による、子育て世帯の負担軽減の実施。
- ▼国民健康保険、後期高齢者医療制度の適切な運営。

地域福祉の充実

- ▼老人ホームの充実と、地域交流ホール活用による、福祉と医療の連携の推進。
- ▼介護保険給付サービスの活用による、2017年度からの「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を含む地域支援事業の準備。
- ▼要援護者台帳の充実と、関係機関との連携活用。
- ▼社会福祉協議会との連携による、高齢者の健康保持と生きがいのある生活援助の推進。
- ▼「障害者総合支援法」の適正な運用と、福祉用具の給付や相談支援などの各種サービスの継続。
- ▼「第4期障がい福祉計画」の安定的な制度実施。



老人ホームのさらなる充実を

子育て支援

- ▼特定不妊治療費助成事業の実施。
- ▼妊婦健診費用の助成拡充。
- ▼保育園や幼稚園の利用者負担の助成の継続。
- ▼「認定こども園」を含めた幼稚園と保育園の将来像決定に向けた関係機関での協議実施。
- ▼こども発達支援センターにおける指導と支援の充実。
- ▼子育て支援センターにおける、未就学児がいる家庭への訪問支援の充実と育児支援の推進。
- ▼放課後児童クラブにおける働く保護者の支援、利用児童の安全・健康の確保と社会性や自主性の向上への取り組み。

生活基盤の向上

- ▼石綿管改修と検定満了水道メーター器などの工事による維持・管理体制の強化と、安全、安心な水道水の供給。
- ▼老朽化した管路の布設替えによる温泉の安定供給。
- ▼摩周・鋸別地区での下水道工事の実施。
- ▼機械計装設備の更新による弟子屈浄化センター施設の高寿命化。
- ▼下水道未普及地域における整備手法についての検討。
- ▼公営住宅3棟12戸の建設。
- ▼みはらし台団地3号棟の給排水設備の改修・北側壁断熱の補強、

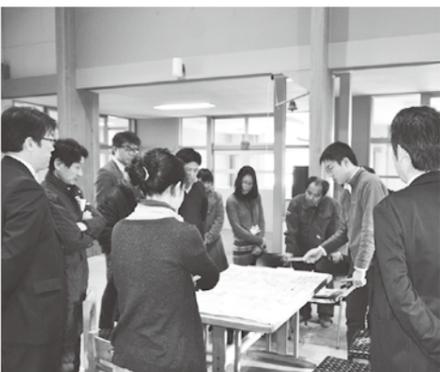
- ▼学校や家庭、地域住民が連携・協力して積極的に教育に関わる体制づくりの推進。

文化・スポーツ活動の推進

- ▼文化、体育協会などの活動支援や、子どもたちの全道・全国大会出場への助成の継続。
- ▼子どもたちが、ふるさとに対する愛着や誇りの心を育むことができ、さまざまな学習機会の提供。
- ▼アイヌの人々の歴史や文化に関する知識の普及・啓発。
- ▼文化財の保存・活用など歴史・文化を生かした地域づくりの推進。

人 興味と関心を持ち、行動する人を育てる

- ▼人材育成・人づくり・人材の確保
- ▼地域の魅力を高める人材育成への取り組み。



南弟子屈の地域づくりを考える

公 誰でもまちづくりに参加することができる

- ▼旧昭栄小学校の跡地利用を含めた、南弟子屈地域の地域づくりの推進。
- ▼国の指針に基づいた、男女共同参画の計画策定。
- ▼時代に即し、透明性の高い行政運営
- ▼広報てしかが、町公式ウェブサイト、インターネットメールなどを活用した、町民向けの町政に関する情報提供の充実と、情報共有推進による、町民がまちづくりに参加しやすい環境づくり。



交通安全運動を推進(旗の波街頭啓発)

- ▼サッシの高断熱化などを含めた長寿命化改善工事、浴室ユニットバス化などの住環境の改善工事、物置の改築の実施。
- ▼住宅建設促進事業継続による民間住宅の新築・リフォーム支援。
- ▼自治会、各種団体との連携・協力による花いっぱい運動の推進。
- ▼水郷公園などのLED化や、湯の島公園ロックガーデン改修事業などによる公園の長寿命化の実施。
- ▼町道奥春別団地線、鋸別西5号線、泉町7号線の改良・舗装工事、鋸別43線の防雪柵新設工事の継続。
- ▼南弟子屈橋の改修など、既存橋りょう修繕の計画的な推進。

安全・安心の確保

- ▼倒壊等の恐れがある空き家除却に伴うさまざまな障がいへの解消。
- ▼弟子屈警察署や各関係機関・自治



より効果的な行政情報の提供と町政への民意の反映を目指し

- ▼タウンメール、ウェブ版タウンメール、町民アンケート、町政懇談会、自治会総会などから得た意見の、町政運営への反映。
- ▼地方公務員法改正による町職員人事評価制度の運用開始。
- ▼各種研修制度を活用した、町職員の資質向上への取り組み。
- ▼労働安全衛生法の改正に伴う、町職員のストレスチェックの導入。
- ▼各種滞納処分強化による、さらなる税収の確保。
- ▼税金のクレジット収納運用に向けた準備。

今年度は、私の任期の最終年です。将来にわたって町民の皆さんが「豊かで幸せなまち」を実感できるように、全力で取り組みます。

育 豊かな心を育て、文化を大切に

- ▼総合教育会議による、教育に係る諸施策の展開。
- ▼小・中学校、高等学校のさらなる連携による、ふるさと教育、キャリア教育の推進。
- ▼弟子屈高校存続へ向けた働きかけの継続。
- ▼社会教育活動の推進
- ▼町公民館開館50周年記念事業の実施。

平成28年度 予算のポイント

平成28年度一般会計予算は総額77億7千500万円で、前年度比0.8%の増額、国民健康保険特別会計など6つの特別会計の合計額は31億6千196万1千円で、前年度比2.6%の減額となっています。

国の地方財政計画では、昨年6月に閣議決定された経済財政運営と、改革の基本方針2015に基づく地方一般財源が前年度並みとなっています。本町の一般会計の歳入は、地方交付税をほぼ前年度並みで見込みつつ、歳出の増加に伴い財源不足が生じたことから、一部基金からの繰り入れを計上しています。歳出では、弟子屈消防署の移転改築に伴う負担金などを計上して、ほぼ前年度並みの予算額となっています。

今後、経済情勢や国の制度、有利な起債などを活用して、健全な財政運営に努めていきます。平成28年度予算の概要については、今月の広報紙に折り込まれている「てしかが町知って得する便利帳」を参照ください。

子どもたちが生き生きと学び 皆が豊かで活力あふれるまち

社会構造や価値観など急激な社会の変化に伴い、より一層、高度化・複雑化する諸課題への対応が迫られています。教育においても「新教育委員会制度の推進」「学習指導要領の改訂」など、新たな時代の教育の実現に向けて、さまざまな教育改革が急速に進められています。

こうした中、本町においては、昨年「総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会との協議の中で「教育大綱」を策定しました。教育委員会としては、これまで以上に町長部局との連携を深め、「教育大綱」で示す、3カ年の施策を精力的に推進していきます。

特に、未来を担う子どもたちが生き生きと学ぶことができる「学校教育



平成28年度教育行政方針
教育長 小林 俊夫

育の充実」と、潤いと活力を生み出す文化・スポーツなど「社会教育の振興」が、有機的で実効性のあるものになるよう、一層努力していきます。

弟子屈町教育の 計画的な振興

▼「教育大綱」弟子屈町教育推進基本計画「平成27年度教育行政方針の検証」に基づく、施策の実行、点検・評価による教育の充実。

▼移動教育委員会、地域の方々の意見交換、学校や社会教育行事などの訪問による、現状把握と諸課題の解決への取り組み。

▼ホームページなどの有効活用による開かれた教育行政の推進



昨年開催された総合教育会議



へき地校の取り組みを支援

学校教育の充実

▼各学校における、子どもや地域の実態に応じた特色ある教育活動の展開。

▼へき地複式教育の充実に向けた支援。

▼学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成・実施に対する支援。

1 信頼される学校づくりの推進

▼学校ホームページや学校だより、参観日や学校行事への参加呼びかけなどによる情報発信。

▼保護者や地域の方々の意見の教育活動への反映による、開かれた学校づくりの推進。

2 学習指導の充実

▼子どもたちが学ぶ喜びを実感できる授業を通じた、基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着。

▼「全国学力・学習状況調査」弟子屈町学力調査」などの実施による、子どもの学力や学習状況の把握と、授業づくりへの反映。

▼弟子屈小学校・弟子屈中学校における複数教員による少人数指導の実施。

▼外国語指導助手2人名体制の継続による、外国語教育のさらなる充実。

▼学校生活適応調査などの活用による、子どもの不安や悩みなどの早期発見・解消への取り組み。

4 社会の変化に対応する教育の推進

▼「弟子屈町教育支援活動運営委員会」など関係機関との協力による「ふるさと学習」の実施。

▼北海道教育委員会「北海道ふるさと教育推進事業」の指定を受けた和琴小学校の取り組みへの支援。

▼各学校が行う土曜授業への支援。

▼「北海道教育大学との相互協力協定」に基づく、相互援助や協力の継続と充実。

▼玉川大学との相互協力体制の検討。

3 「豊かな心」を育む教育活動の充実

▼保護者・地域との連携強化による、ボランティア活動、自然体験などを通じた子どもたちの道徳性の育成。

▼姉妹都市中学生交流事業・鹿児島県日置市派遣団が、日置市・本町の中学生にとって有意義なものとなるような取り組み。

▼「弟子屈町いじめ防止基本方針」各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめの撲滅と未然防止に向けた取り組みの充実。

▼不登校児童・生徒の実態把握と、解消に向けた取り組みの推進。

▼スクールカウンセラーや心の相談員などによる学校相談体制の充実。



各校で特色ある土曜授業が

5 特別支援教育の充実

▼弟子屈町特別支援教育推進会議による、子ども一人一人への支援の在り方の検討。

▼釧路管内教育支援委員会や特別支援学校、発達支援センターなどの関係機関との連携による、より組織的な対応の推進。

▼「特別支援教育支援員」配置の継続。

▼教職員の研修の促進。



体力向上への取り組みを

6 健康・安全に関する指導の充実

▼各種健康診断の実施。

▼保護者との連携による、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上に向けた取り組みの推進。

▼「新体力テスト」体力づくりの一学校一運動」などの実施による、体

7 教員の資質向上

▼教職員の学びに対する支援。

▼学校課題解決のための校内研修の計画的推進に対する支援。

▼法定研修、校外研修への参加促進、研究成果を発信する機会の創出など、教職員の「互いに学び合う」関係づくりの推進。

8 就学児童生徒保護者への支援

▼児童・生徒に対する、教材費や災害共済給付金一部支援の継続。

▼必要保護家庭に対する教育費、特定の疾病に対する治療費支援の継続。

▼高校や大学などへの進学に係る奨学生の支援。

9 幼稚園教育の充実

▼就園奨励費補助の継続。

▼幼稚園運営費に対する助成の継続。

10 高等教育支援などの充実

▼各関係機関・団体との連携による、弟子屈高校の現状のままでの存続に対する働きかけ。
 ▼弟子屈高校生の通学バス利用に對する援助・文化・スポーツの全道・全国大会への助成、進学や就職のための支援の拡充など「魅力ある学校づくり」への支援の推進。

11 小中高等学校連携の促進

▼2006年度から開始した小中高連携事業の継続。
 ▼昨年度指定を受けた「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」研究への支援。



小中高連携事業継続でふるさと教育



昨年初めて開催された給食試食会

12 教育環境の整備・充実

▼教材教具や校用備品の整備充実、校舎・体育館などの補修、周辺の環境整備などの計画的な推進。
 ▼弟子屈中学校体育館の防災機能強化事業に係る、つり天井撤去改修工事の実施。
 ▼老朽化した小学校の教師用・児童用パソコンの更新。

13 学校給食の充実

▼安全でおいしく栄養バランスのとれた給食の提供。
 ▼「学校給食衛生管理マニュアル」に基づく衛生・安全管理の徹底。
 ▼「学校給食試食会」や「地場産品を活用した献立の工夫」などによる、学校給食の改善。
 ▼米飯給食や地産地消に対する助成の継続。
 ▼栄養教諭の「食育指導」などによる、子どもたちの「食に対する理解と実践的な態度」の育成。

社会教育の充実

▼今年度で最終年度を迎える「第6次弟子屈町社会教育中期計画」の点検・評価と、時代に即した社会教育事業の指針となる第7次計画の立案。

1 生涯学習事業の充実と社会教育の振興

▼公民館、図書館などの活動や弟子屈高校などとの連携による、町民の多様な学習ニーズに柔軟に対応えられるような学習環境の整備。
 ▼弟子屈町教育支援活動運営委員会を中心とした関係者の連携による、学校の要望に応じた支援活動の展開。
 ▼家庭教育冊子「子どもの成長を願って」の改訂版配布。



弟子屈高校との連携講座



高齢の方が生きがいを持てる講座を

▼北海道、北海道教育委員会、北海道PTA連合会が連携して推進する「子どもの成長に合わせた望ましい生活習慣・家庭学習の習慣化」達成への取り組み。
 ▼自然体験、社会体験、芸術・文化体験など多様な活動機会の提供による、子どもへのふるさと学習の推進。
 ▼青年団体が構成する「ユースフル・ネットワーク」の組織活動に対する継続支援。
 ▼青年の生活実情やニーズに応えた学習機会の提供。
 ▼学習ニーズが多様化している成人期に対するスポーツ・レクリエーション活動、芸術文化活動、社会参加活動など、さまざまな学習機会の提供。
 ▼高齢者に対する「生きがい学級」活動の継続。

2 公民館、図書館活動の充実

▼町民大学校、弟子屈高校との連携講座、出前講座、公民館まつり、ミニコンサートなどの継続開催。
 ▼公民館会館50周年記念事業「公民館音楽鑑賞会」50年の歩み展(仮称)などの開催。
 ▼図書館における住民ニーズや地域の実情に即した蔵書の整備。

▼インターネットによる図書貸し出し予約や蔵書検索システム、読書相談、移動図書館バスの運行などによる、図書館サービス充実への取り組み。
 ▼絵本の読み聞かせや読書講演会などのボランティア活動団体との協働による、子どもたちが読書に親しむ機会の提供。



読書に関する講演会を通して子どもたちに本に親しんでほしい

3 芸術文化活動への支援と振興



力作ぞろいの児童・生徒作品展

▼誰もが芸術文化活動に参加しやすい環境の整備。
 ▼芸術文化活動の情報提供、弟子屈町文化協会の活動支援、弟子屈町総合文化祭の開催に対する支援の継続。
 ▼芸術鑑賞バス事業による舞台芸術に触れる機会の提供。
 ▼幼児や児童のための芸術鑑賞会、児童・生徒作品展覧会など芸術を鑑賞する機会の提供、子どもたちの日頃の芸術文化活動の成果を発表する場の確保による、豊かな感性や創造性を育む取り組み。
 ▼文化振興助成制度継続による、全道・全国大会参加の支援。
 ▼4月に本町で開催される「日本フオークダンス連盟道東支部創立50周年記念大会兼第6回道東支

部日本民謡弟子屈大会」への支援。

4 文化財保護などの活動推進

▼国指定天然記念物「和琴ミンミンゼミ発生地」、重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」、国指定史跡「釧路川流域チャシ跡群」、町指定天然記念物「マリゴケ」、無形文化財の獅子舞など、貴重な文化財の保護・保存と伝承活動への支援。
 ▼アイヌ民俗資料館を通じた、アイヌ文化に対する理解・普及の啓発。
 ▼「アイヌの伝統的生活空間(イオル)再生事業」との広域的な連携に係る調査・研究の推進。
 ▼地域の文化財や周辺環境を総合的に保存・活用するための「弟子屈町歴史文化基本構想」策定に向けた取り組み。

5 スポーツ活動の推進

▼弟子屈町体育協会や文化・スポーツ少年団、摩周ふれあいスポーツクラブ活動への支援、各種スポーツ教室開催の継続。
 ▼スポーツ合宿誘致委員会との連携による、合宿誘致によるスポーツの振興や地域の活性化への取り組み。
 ▼2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿誘致への取り組み。
 ▼スポーツ振興助成制度継続による、全道・全国大会出場への支援。



スポーツ合宿を積極的に誘致

6 社会教育施設などの充実

▼公民館、図書館、資料館、体育施設などの連携や効果的な運営と、適切な維持管理、改修・改善の実施。
 ▼施設の指導者など人的確保の促進と、施設職員の資質向上に対する取り組み。
 ▼老朽化した社会教育施設の在り方についての検討。

社会の変化や教育改革の動向を踏まえつつ、子どもたちが生き生きと学び、町民の皆さんが豊かで活力あふれる生活を送るための環境づくりに、全力を挙げて取り組んでいきます。

働くあなたを 応援します

中小企業振興条例

④ 融資

本町の中小企業や協同組合などの経営の合理化と経済的地位の向上、事業運営の基礎となる金融の円滑化のため、貸し付けを行っています。

▶対象

- 中小企業等協同組合法による協同組合。
- 町内に独立した事業所や店舗を有して事業を行い、事業が北海道信用保証協会の保証対象業種の方。
- 町税などを滞納していない方。

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付限度額		償還期間	
		個人	法人	個人	法人
運転資金	経営合理化に充てるもの	600万円以内	600万円以内	5年以内	5年以内
設備資金	設備の近代化・合理化に充てるもの	1,500万円以内	1,500万円以内	10年以内	10年以内

※申し込み方法／金融機関・北海道信用保証協会の所定の借入申込書に必要書類を添付し、弟子屈町商工会に提出。町を経て金融機関に申し込みます。

※償還方法／割賦償還か一時償還で、運転資金は6カ月以内、設備資金は12カ月以内の据え置き期間を置くことができます。

季節労働者等資格取得促進事業

⑤ 季節労働者等資格取得促進事業

季節労働者の方などの通年雇用化を目的に、新規に資格を取得した方に対し、費用の一部を助成しています。

▶**補助対象者**／次に該当する方。ただし、下表①の資格取得事業を受講する場合は、当該年度または前年度に雇用保険の短期雇用特例求職者給付の受給資格を得て、現在、雇用保険の一般被保険者でないこと。

- 本町に居住し、住民登録をしている。
- 町税などを滞納していない。
- 下表①～③の資格取得事業のうち、受講した講座において資格検定試験に合格している。
- 取得した資格を活用し、町内の事業所などで働く意思がある。
- 資格取得に係る経費について、本事業から補助を受けたことがない。

補助対象事業	補助金額(千円未満は切り捨て)
① 釧路地域通年雇用促進支援協議会が実施する季節労働者資格取得事業に該当するもの	受講料などの10分の2と5万円の、いずれか低い方の額
② 介護職員初任者研修課程を修了する事業	受講料などの10分の5と8万円の、いずれか低い方の額
③ その他、町長が必要と認める通年雇用化に結びつく資格取得事業	町長が必要と認める額

※補助対象となる経費は、資格取得事業のうち教育訓練などに要する入学金または登録料、教材費を含む受講料で、その講座で受講者の方が支払った額です。

問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

企業振興促進条例

① 企業振興促進制度

町内における企業振興を促進するため、町内に事業場を新設、または増設する方に対し、助成や固定資産税の課税免除を行う制度です。

対象となるのは、工場や宿泊施設など18事業場です。

また、新設・増設に加え、事業場の移転や、事業場を移転した上で業種を転換する場合も対象となります。

例) 飲食店を新設・増設・移転または他の業種から飲食店に転業する場合

飲食店	対象要件		助成額
	投資額	新規雇用者	
新設	500万円以上	2人以上	投資額の3%以内、上限200万円
増設	150万円以上		投資額の3%以内、上限30万円
移転または転業	50万円以上		投資額の3%以内、上限20万円

(注) その他の業種の事業場については、町公式ウェブサイトをご覧ください。担当までお問い合わせください。

※投資額／事業場の建物および営業用設備の取得額。

※新規雇用者／事業者が新規に雇用する、本町に住民登録をしている方か、住民登録を予定している方。

② 新規雇用支援

本町に住民登録をしている方か、住民登録をする予定の方を雇用する事業者に対し、その賃金の一部を1年間補助します。

対象事業者 (次の全てに該当すること)	対象となる新規雇用者 (次の全てに該当すること)	利用回数 および人数	補助金額 (月額)
<ul style="list-style-type: none"> ● 弟子屈町に住所を有する方を積極的、かつ継続的に雇用する意思がある事業者。 ● 町が出資していない事業者。 ● 町税などを滞納していない事業者。 ● 雇用保険に加入している、または加入する事業者。 ● 過去1年間に事業主の事由による退職者がいない事業者。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険に加入し、1年を超えて雇用される方。 ● 当該事業者(法人、その他の団体では、その役員)の3親等以内の親族でない方。 	1事業所につき1回、かつ新規雇用者2人まで	1人かつ1カ月ににつき、支払った月額賃金の10分の3の額とし、3万円を限度とする。

③ 空き店舗の活用促進

空き店舗を利用して事業を行う方に、賃借料や改築費を補助します。対象となる空き店舗は、賃貸借契約を締結する際に事業が行われていない店舗および事業用に使用していた家屋などで、次に該当する場合です。

申請者 (次の全てに該当すること)	賃貸借契約の相手方 (次の全てに該当しないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに開業する方。 ● 空き店舗を利用して積極的、かつ継続的に事業を営む意思のある方。 ● 町が出資していない法人やその他の団体。 ● 町税などを滞納していない方。 ● この補助を使用したことがない方。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 補助対象者が個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象者の3親等以内の親族。 ● 補助対象者が役員の法人。 ● 補助対象者の3親等以内の親族が役員の法人。 ▶ 補助対象者が法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象者の役員、または当該役員の3親等以内の親族。 ● 補助対象者の同族会社。 ● 補助対象者の同族会社の役員又は当該役員の3親等以内の親族。

▶ 補助金の額

● 賃借料補助金

補助期間／2年間

補助金額／営業開始1年目 月額賃借料の3分の2以内で限度額5万円

営業開始2年目 月額賃借料の3分の1以内で限度額2万5,000円

● 改築費補助金

補助対象費／空き店舗の営業に係る部分の改築・改装および営業用設備設置費用

補助金額／改築費用の2分の1以内とし、上限額100万円

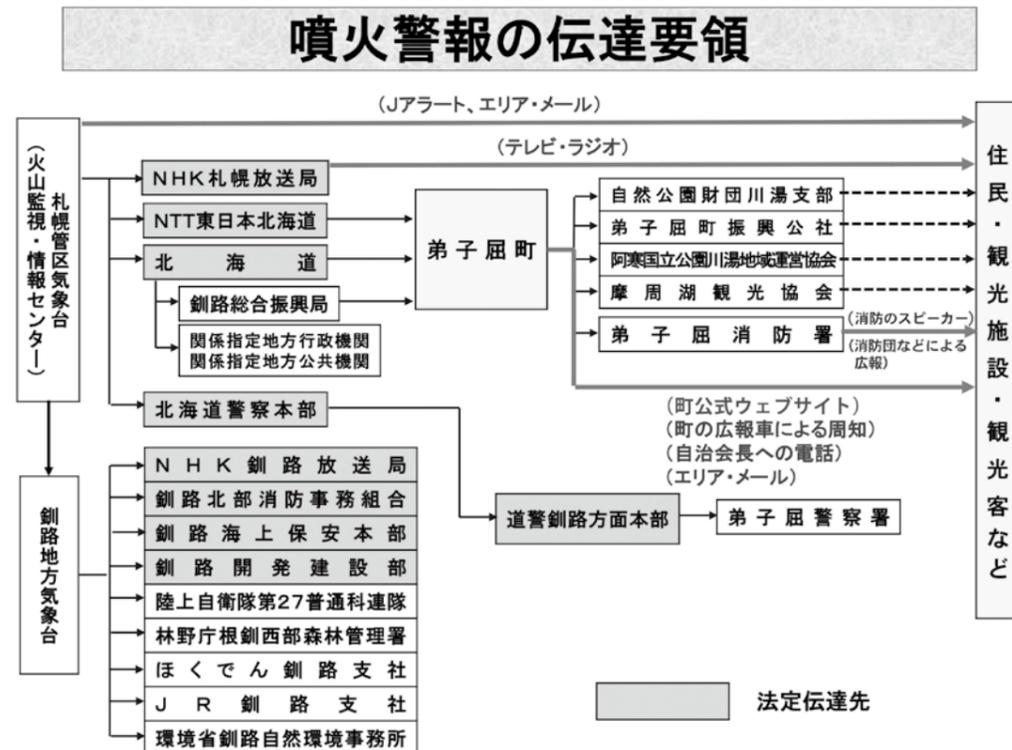
《噴火ケースに応じた火山現象》

ケース	現象名	状態
水蒸気噴火	噴石	噴火により吹き飛ばされた岩石などのこと。 大きな噴石(概ね直径50cm以上)は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて四方に飛散・落下する。 小さな噴石(概ね直径50cm未満)は風の影響を受け、風下側ではより遠くまで飛散する。 飛散範囲は爆発の強さなどにより異なる。
	降灰	火口から高く噴き上げられ降下した火砕物をいう。 火砕物は上層風に流されて火口の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。 直径2mm未満のものを火山灰といい、物質としては、火山ガラス、鉱物結晶、古い岩石の破片などである。 ガラス物質を含むため、吸引すると非常に危険である。
マグマ噴火	火砕流	高温の火山灰、溶岩片などと高温のガスが一同となって、高速で山を流れ下る現象。温度は数百度、最大速度は時速100km以上にも達し、通過域では壊滅的な被害が生じる。 火砕流から身を守ることは不可能で、噴火警報などを活用した事前の避難が必要である。
	火砕サージ ベースサージ	気体に富んだ高温の流れで、火砕流の周辺部分やマグマ水蒸気噴火に伴って発生することもあり、火山礫(れき)や火山灰を主体とする。 火砕流に比べて見かけの密度ははるかに小さく、砂嵐のような現象である。しかし、構造物を破壊するほどの威力があり、高温の場合は火災を引き起こすこともある。 マグマ水蒸気噴火に伴って地下水を吹き上げて発生する火砕サージを、ベースサージとも呼ぶ。
	溶岩ドーム	粘性の大きな溶岩が広がらず、噴出口の上に盛り上がったドーム状の火山体をいう。 (アトサヌプリ、昭和新山などが有名)

《噴火警報の伝達》

水蒸気噴火でもマグマ噴火でも、噴火前には火山性地震や火山性微動、山体の膨張など、何らかの火山現象があるため、事前に情報の発信を行いながら、避難準備を整えていきます。

噴火警報の伝達要領は下図のとおりです。皆さんは日頃から、情報収集手段の確保、家族や知人、隣近所の方との連絡・連携について、確認しておきましょう。



問い合わせ先/役場総務課情報防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

アトサヌプリ(硫黄山)火山災害への備えを

防災ワンポイントコーナー

アトサヌプリ(硫黄山)は、3月23日から噴火警戒レベルが運用されました。

アトサヌプリは、警戒レベル「1」(活火山であることに留意)に指定されましたが、火山活動に特段の変化はなく、穏やかに経過しています。噴火の兆候も認められていません。

警戒レベルの概要については、広報てしかが3月号でお知らせしました。今回は、レベルの概要や火山現象、避難の考え方などについて説明します。

《噴火警戒レベル運用の目的と概要》

アトサヌプリ火山は阿寒国立公園に含まれ、西の屈斜路湖と東の摩周湖に挟まれた位置にあります。付近には川湯温泉などがり、多くの観光客の方が訪れています。周辺には観光道路や、つつじヶ原自然探勝路が整備されているほか、火口から約200mの近さに硫黄山レストハウス、さらに東側をJR釧網線が縦走し、約1kmのところ川湯温泉駅があります。

火山の恵みを享受するには、火山活動に対する「安心」「安全」を得るための防災体制の構築が不可欠です。住民や観光客の皆さん、関係機関が取るべき防災対応を、分かりやすく5段階(「1/活火山であることに留意」「2/火口周辺規制」「3/入山規制」「4/避難準備」「5/避難」)にレベル分けした「噴火警戒レベル」の運用により、より効率的な火山防災体制の構築と、住民や観光客の皆さんの「安心」「安全」の確保が期待できます。

《アトサヌプリ火山と各溶岩ドームの位置》

外輪山の内外にあるアトサヌプリを含め、周辺にある10個の溶岩ドームを合わせて、アトサヌプリ火山といえます。



第41回児童生徒 読書感想文コンクール

児童生徒読書感想文コンクールに、多くの優秀な作品が寄せられました。
先月に引き続き、最優秀作品を紹介します。

■小学校5年生の部 最優秀賞

自由にできない野球少年団

奥春別小学校 坪井 謙尚君



『瀬戸内少年野球団』。僕は、この一冊の本を選びました。僕がなぜ、この本を選んだかという理由は二つあります。一つ目の理由は、僕も野球をやっている、野球の事ならなんでも知っている、共通点が多いので話分かるかなと思ったからです。もう一つの理由は、野球の事が出てくるのが楽しかったからです。なので僕は『瀬戸内少年野球団』という本を選びました。

僕は、野球の事が出てくると思っても楽しませんでした。でも、目次を見てみると、『シープは走る』『かほちやの花』『古いボール』『すみぬりまつり』などの見出しが書いてあり、ぜんぜん野球の事が出てこなかった、題名と違っているなと思いました。でも、『二本足の怪人』や『一本刀里帰』など、意味の分からない題名がたくさんあり、すごくおもしろそうでした。

『ペーシ』目を見てみると、『何々やて。』『何々のんか。』『咲いとった。』など、大阪弁みたいな話し方が出てきて、おもしろかったです。

本を読んでいると、戦争が終わった時の話がたくさん出てきました。

すごくびっくりしたことがあります。

た。それは、体全体や教科書にすみをぬっていたことです。ほくも書写の時間に少し、教科書にすみがついたことがありますが、でも何のためにわざと教科書をぬるのがわかりませんでした。

そこで、『すみぬりまつり』について調べてみました。戦争を一致団結して戦うための内容だった国民学校の教科書から、戦争教材や国家主義的な意味合いが強い部分を切り取ったり、すみでぬりつぶして使っていたことがわかりました。終戦後は、物資も不足し、新しい教科書を作るのがお金や時間のことからできなかつたという事もわかりました。

僕は、どうしてぬりつぶすのだろう、そのまま残しておいてもいいのにと思いました。でも少し考えてみると、きっとこれまでの、しっばいや悪いことをしたときのことを反省して、すみをぬること『すみぬりまつり』というのかなと思えました。最初は少し、楽しそうだなと思いましたが、いやな作業だったのだと思います。

さらに読んでいくと、少したけ野球の話を見つけた。くわしく読んでみると、『試合』の話がありました。

僕自身も野球をやっている、たくさん試合に出ました。勝つとすごくうれしい、負けることもやしい。戦後プロ野球での試合は東軍と西軍があり、東軍が西軍に勝ちました。勝った東軍は、すごくうれしいと思います。でも、負けた西軍は、すごくいやしくて、気分が悪くなると思います。僕は、戦争が終わって

まだ日にちがたつていない中でプロ野球ができたのがすごいと思いました。ほくにはぜったいに無理だと思いました。

僕は、学校に勉強に行くのは、とても苦手でした。でもこの時代は、学校に行きたくても行けなかつた子たちがたくさんいました。なんでそんなに学校に行きたいのかなと思えました。学校まで行くよりも、家が長くて歩いて通っていたそうです。僕は、すごいと思えました。

むかしは、やりたいことも、自由にできなかつたのです。くわいそうだと思えました。食生活をして生きていたので、僕はすごい人たちだなと思えました。むかしの人たちは、すごくいろいろなことをのりこえてきているのだな、この本を読んで思いました。

書名『瀬戸内少年野球団』

阿久 悠 著

〔寸評〕

やりたいことが自由にできない時代と、自由にさまざまな活動ができる現在。この本から、今の時代の良さがわかったと思います。

昔の人は不自由な生活の中でも辛さを乗り越えて生きてきました。本当にすごいことです。今、私たちが感じている辛さや「無理だ!」と思ってしまうことの中には、すぐに解決できるものがあつたりもします。少年団活動の中や普段の生活の中にも、辛さを乗り越えるヒントが隠されています。これからもさまざまな活動を体験する中で、見つけてみてほしいでしょう。



■小学校6年生の部 最優秀賞

「なんでも」という言葉

弟子屈小学校 大越 愛梨奈さん



『いじめ—いつわりの楽園—』
図書館で本を選んでいる時、この題名が目に入り、私はドキッとしました。どんな内容なんだろうと気になって手にとってみました。表紙にはこう書いてありました。

「いじめ—いつわりの楽園—」
この本のおおまかなあらすじは、主人公の目下葵が通う学校で石川あかり(あかり姫)を中心にした「あかり王国」があり、葵が王国内のいじめに気がつき、勇気をかりしほって行動するという話です。

私がこの本の登場人物で一番気に入っているのは主人公の目下葵で、彼女のセリフの中で一番好きなのは、

「あなたは、友達を愛さない。あなたにとって友達は、自分を輝かせるための道具に過ぎない。でも、違つたよ。人には心があるの。誰にでも、宝物のように大切に守らなきゃいけない心があるのよ。それをあなたはわかっていない。」

というセリフです。このセリフはクライマックスに葵があかりに投げかける言葉です。私は「友達とは心からわかりあうことができる、大切な仲間、自分と同じ場所に立つ存在である」と思つたので、葵のセリフにその通りだなと感じました。

もう一つ気になったセリフがあります。そのセリフは家で居場所がない女の子、阿部葉月の

「これからもあかり王国にいられるのならなだつてやる」
という心の中の言葉です。私はこの言葉にふれ、葉月の考え方は間違っていると思えました。たしかに私も尊敬する人とずっと一緒にいたいとは思いますが、

「なんでも」
ということは人をいじめたり、殺したり、何をしてもいいということになってしまいます。実は私も友達にこの言葉をつかつたことが何回もあります。例えばケンカをした時、「ごめんねとあやまっても許してもらえない時」

「なんでもするから……」
と云ってしまったことがあります。人間にとつて

「なんでも……」
という言葉は身近にあるありふれた言葉ですが、深く考える必要がある言葉だと感じました。

この本を読み、生活にいかしていきたくところがある。二つあります。

一つ目は、いじめは絶対にいけないという事です。いじめはやられている人のことを考えるとできるわけがないと思います。それにいじめられて自殺してしまう人もいます。いじめは絶対にいけないと思います。もし、私が葵のようにいじめが起きていることに気付いた時、見て見ぬふりをするのではなく、勇気をかりしほって行動したいです。そして

て私もちゃんと友達の力になれるようになりたいです。

二つ目は

「なんでも……」
という言葉を使う時はよく意味を考えて使うということです。なぜならいじめなども

「なんでも……」
の中に入るからです。「なんでも」という言葉は軽いように聞こえますが、とても重い言葉なのです。私はちゃんと言葉の意味を考えて話していきたいです。

みなさんもぜひ「いじめ」のシリーズを読んでみてください。

書名『いじめ—いつわりの楽園—』

武内 昌美 著

〔寸評〕

「なんでも」という言葉。何となく使っている言葉でも、受け取る人によっては嫌な気持ちになるかもしれません。大越さんは四月から中学生。友達とやりとりする時の言葉を考える機会が増えてくると思っています。言葉を大切にすると、友達との仲がもっと深まるかもしれません。言葉は自分だけのものではないからです。いじめについては、大越さんの言うとおり、絶対にいけないことです。友達の力になれるよう、この本を読んで学んだことを生かしてほしいと思います。

そのほかの最優秀作品についても、来月以降順次紹介していきます。

※児童の学年は、コンクールが行われた平成27年度当時のものです。

今年度も実施します！

町民の皆さんが町内で宿泊すると1,500円割引

町民等宿泊促進支援事業のお知らせ

▶町民の方は下記町内宿泊施設での宿泊費が1,500円割引！

住み慣れたふるさとのまちでも、観光客として泊まることで新たな魅力に気が付くかもしれません。ぜひ、この事業を利用して、町内宿泊施設に泊まってみませんか。

※お1人につき5回まで利用可能です。

▶町民以外の方も次の場合のみ対象に！

町民の方の親族／町内の会社・事業所で働いている方／町内のサークル・団体の会員／町内学校のクラス会

※町民の方が一緒に利用されることが必要です。

※町外の友人、知人は助成の対象になりません。

▶利用券の交付場所

●弟子屈地区／役場観光商工課・環境生活課(総合サービス室)

●川湯地区／川湯支所

▶交付日時

月～金曜日(祝日を除く)の8時45分～17時30分

※利用券の使用期限は、発行後2週間までです。利用日を確認の上、申請してください。

▶利用券の書き方

利用者の名前 住所(町外は市町村名まで)

申請者(町民の方)

弟子屈 太郎	中央2丁目3番1号
弟子屈 花子	同上

申請者(町民の方)が紹介する方

弟子屈 次郎	釧路市
--------	-----

利用方法

- ①左記交付場所での利用券の発行を受ける。
- ②チェックイン時に利用券を宿泊施設へ出す。
- ③宿泊施設でアンケートに答えて1,500円割引！
※食事のみの利用では、助成は受けられません。

宿泊助成を利用できる施設

弟子屈地区

- アリスガーデン ☎482-7585
- うさの森 ☎482-4672
- 温泉民宿 北の大地 ☎482-4937
- 温泉民宿 美里 ☎482-1020
- きららの宿 すばる ☎482-2224
- ひとつぶの麦 ☎482-1177
- ピュアフィールド 風曜日 ☎482-7111
- ペンション ニューマリモ ☎482-2414
- ペンション ぼらりす ☎482-2622
- ゲストハウスゆうあん ☎482-2977
- ホテル摩周 ☎482-2141
- 摩周湖ユース・ホステル ☎482-3098
- 民宿 ましゅまる ☎482-2027
- 民宿 摩湖 ☎482-5124
- ペンション&コンドミニアムBirao ☎482-2979

川湯地区

- お宿 欣喜湯 ☎483-2211
- 温泉浪漫の宿 湯の閣 ☎483-2011
- 川湯観光ホテル ☎483-2121
- 川湯第一ホテル 忍冬 ☎483-2411

- 屈斜路湖荘 ☎483-2545
- 屈斜路湖ホテル ☎483-2415
- KKRかわゆ ☎483-2643
- コテージ ログハウス川湯 ☎483-2544
- 旅人宿 あさ寝坊 ☎483-2725
- ホテル 開紘 ☎483-2318
- ホテル パークウェイ ☎483-2616
- 名湯の森ホテルきたふくろう ☎483-2960
- ホテル川湯パーク ☎483-2611
- Art INN 極寒藝術伝染装置 ☎486-7773

屈斜路地区

- アトレーユ ☎484-2455
- ガストホフ ぱびりお ☎484-2201
- 屈斜路原野 ユースゲストハウス ☎484-2609
- 屈斜路プリンスホテル ☎484-2111
- ゲストハウス ていんくる ☎484-2122
- コタン温泉プチホテル丸木舟 ☎484-2644
- 三香温泉 ☎484-2140
- ペンション クッシュアレラ ☎484-3232
- ペンション チャトラン ☎484-2024
- 宿・花ふらり ☎484-2633

事業に参加して下さる施設を随時募集しています！

問い合わせ先／役場観光商工課観光振興係 ☎482-2940(課直通)

協力隊通信

炭田さん(右)
&
高木さん(左)



日々の活動
発信中！

地域おこし協力隊facebook(フェイスブック)

<https://www.facebook.com/teshikagachiikiokoshikyouryokutai>



たくさんの方が集まった協力隊の活動報告会

協力隊はリーダーではなく
地域が行う活動の起爆剤

だき、ありがとうございます。

報告会用の報告書を作成するため、昨年6月に着任してから10カ月の弟子屈暮らしを振り返っていたのですが、多くの方に協力いただき、恵まれた環境の中で活動しているのだとあらためて感じました。

私が担当している南弟子屈地域活性化協議会での活動は、仮に私がどんなに優れたスキルやアイデアを持っていたとしても、協議会メンバーの皆さんと共に活動していかなければ成果を上げることができません。南弟子屈のことを何も知らない私が事務局として活動できているのは、南弟子屈のこと、弟子屈の歴史を教えてくださいたい皆さんがいるか

地域おこし協力隊の炭田晃希です。3月14日に2015年度の活動報告会を町公民館で開催しました。年度末の忙しい中、多くの方に越えたい

らです。そんな皆さんと1年かけて南弟子屈の将来ビジョンを策定できたことは、協議会の立派な成果だと思えます。来年度はさらに将来ビジョンを達成していくための取り組みを検討し、実施へと移行していきます。今まで以上に多くの方を巻き込みながら活動していきたいと思っています。

女性のついででもお話しさせてください。地域おこし協力隊はカリスマでもなく、将来のリーダーになるために存在しているわけでもありません。地域のさまざまな活動の起爆剤。新しい取り組みのきっかけではありません。私自身もまだまだ勉強中ですが、皆さんと一緒に弟子屈について考えて行動していきたいと思っています。新年度もよろしくお願ひします！

土地の食材と味わうことで ワインの魅力を最大限発揮

地域おこし協力隊の高木浩史です。この原稿を書いたのは3月初旬でしたが、暖かい日が増えてきて、少しずつ春が近づいているのを感じます。ブドウの新芽が芽吹くのはまだ先のことですが、他の植物は気温の変化に敏感のようです。旧昭栄小学校に今年から植え付ける予定のバラの挿し木は、新芽が目を追うごとに大きくなっています。北海道でのバラ栽培は初めてなので、この新芽がどのように成長していくのか楽しみです。

ブドウが休眠している間、私はというフェスタへの出店、弟子屈町のじゃがいもレシビ講習会の手伝い、ブドウ栽培のセミナー参加など、弟子屈町内外での活動のほかに、2016年度のブドウ栽培計画やワイン「葡萄色の巨」の提供方法について検討を重ねていました。「葡萄色の巨」は製造量がまだ少ないことから一般販売は行わず、今秋に町内で味わえる企画を考えています。

摩周湖をはじめとした雄大な自然の下で育った弟子屈産の農産物は、どれも素晴らしい個性を持っていると私は感じています。ワインはそれだけで味わうのではなく、その土地の食材と味わうことによって、魅力を最大限発揮できるものではないでしょうか。今秋の企画はワインだけにスポットを当ててのではありません。ワインを含めた弟子屈町の食材の魅力を引き出す内容にしたいと考えています。こちらの詳細については、5月の広報であらためてお知らせします。



地元産の食材を使ったおいしい食事と共に

エコの すすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

「エコ」って…？

元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



衣類や使用済み小型家電は資源ごみです！～リサイクルを進めよう!!～

この季節、新しい生活を始めた方や、新生活の準備をする方も多いのでは？
不要になった衣類や使用済み小型家電は「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」ではなく『資源ごみ』として出すことができます。下記をご確認の上、出してください。

衣類・布類

◎対象になるもの

素材に関わらず衣類、衣料品全般・古布など

※洗濯済みであれば、多少のシミ、黄ばみ、破れ、色柄物は問いません。

×対象外のもの

スキーウェア・手袋・和服類・反物・毛布丹前・枕・布団・ベッドパッド・座布団・じゅうたん・マット類・端切れ・カーテン・便座カバー・ぬいぐるみ・クッション・下着・洗濯していないもの・濡れているもの・汚れのひどいもの・カビやペットなどの臭いのするもの

【出し方】

①資源ごみの袋に入れて、収集に出す。

②回収ボックスに入れる。

※回収ボックスに入れる場合は、ごみ袋は不要です。

【回収ボックス設置場所】

役場・川湯支所・屈斜路研修センター・美留和处理場

使用済み小型家電

◎対象になるもの

電池、電気、バッテリーで動くもの

※車のバッテリーなど、液式のもの除きます。

※電池やバッテリーなど、付属品は外してください。

×対象外のもの

テレビ、洗濯・乾燥機、冷蔵・冷凍庫、エアコン

※電気店へお問い合わせください。

パソコンのモニター単体

※各メーカーかPC3R協会へお問い合わせください。

【出し方】(ごみ袋は不要です)

①回収ボックスに入れる。

※投入口(30cm×30cm)に入るものに限りです。

※大きなものは美留和处理場へ持ち込んでください。

②美留和处理場へ持ち込む。

【回収ボックス設置場所】

役場・川湯支所・郵便局(弟子屈・川湯・屈斜路)

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

高 齢者向け給付金を支給

所得の少ない高齢者の方を対象に「高齢者向け給付金」が支給されます。

国が掲げる「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者の方へ支援することにより、アベノミクスの成果を平等に受けていただくこと。また、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図ることが目的です。

▶支給対象者／昨年実施された「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」の支給対象者のうち、2016年度中に満65歳以上となる方。(1952(昭和27)年4月1日以前に生まれた方)

▶支給額／支給対象者1人につき30,000円

※支給を受けるには、2016年1月1日時点で住民登録をしていた市町村への申請が必要です。

※支給対象者の方には、4月上旬に申請書を郵送します。支給を希望する場合は、4月15日(金)～7月15日(金)に申請してください。

※申請書や受付期間などは、市町村によって異なります。本町以外が申請先となる場合は、該当市町村にご確認ください。

問い合わせ先／役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

燃やせないごみに分別していた「スプレー缶・カセットボンベ」の新たな分別回収が始まりました!!

スプレー缶やカセットボンベなどによる火災事故を未然に防ぐため
4月から新たな分別回収を実施します

① 分別の種類

種類／スプレー缶類

スプレー缶やカセットボンベだけを分別します。

主な対象物

ヘアスプレー・染毛剤・泡状整髪料・化粧水・消臭剤・殺虫剤・潤滑剤・塗料・クリーナー類



② 出し方

▶必ず中身とガスを出し切る。

▶キャップやノズルなど、外せるものは外す。(プラスチックごみなどへ)

▶中身が分かる袋に入れる。(レジ袋など)

▶袋にマジックなどで「スプレー」と書く。

※缶に穴を開けなくても構いませんが、必ず中身とガスを出し切ってください。



③ 収集日

第3の各曜日

資源ごみ(白色発泡スチロール・白色トレー・ダンボール)と収集日が同じ日になります。

※詳しい曜日や日にちなどは『ごみ収集年間スケジュール』(広報てしかが3月号に折り込み)をご確認ください。

ごみ収集年間スケジュールが、お手元にならない方は、役場または川湯支所へお越しください。



※美留和处理場へ直接搬入することもできます。

⚠ 次の場合は
収集を行いません!!

▶中身やガスが残っている。

▶キャップやノズルなど外せるものがついている。

▶他のごみが袋に入っている。

▶燃やせないごみ(黄色)の袋に入っている。

▶中身が分からない袋に入っている。

※どうしてもスプレー缶類の中身を使い切ることができないときなどは、商品に記載されているお客さま相談室や販売元にお問い合わせください。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

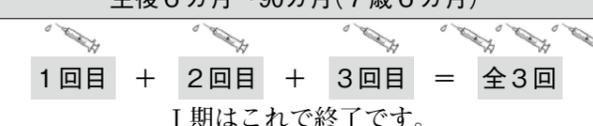
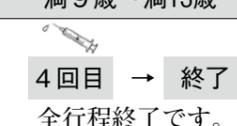
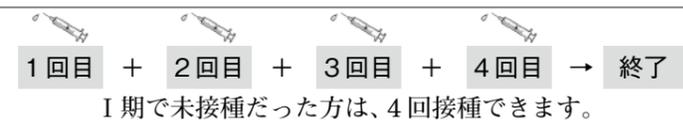
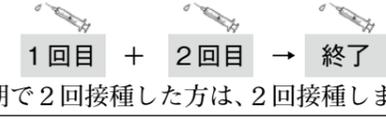
日本脳炎ワクチンが北海道で定期接種に

今まで北海道は「日本脳炎ワクチンを接種する必要のない地域」と指定されてきましたが、4月から「必要な地域」となりました。当面の間は経過措置として、20歳未満の方が助成の対象になります。希望される方は、役場に申し込みが必要です。(個別通知をされた方は、医療機関に直接、予約をしてください)

日本脳炎とは

日本脳炎はヒトからヒトへの感染はありません。いったん、ブタなどの体内で増え、血液中に出たウイルスを蚊が吸血し、その上でヒトを刺すことによって感染します。症状が現れずに経過する場合はほとんどですが、症状が出る場合には潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害(意識がなくなること)、けいれんなどの中枢神経系障がい(脳の障がい)を生じます。大多数の方は、無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合、20~40%が死亡に至るといわれています。

今年度の対象者と接種回数 原則4回(今までの接種回数や年齢により回数・接種間隔は異なります)

定期接種			
接種日時点	I期 / 生後6カ月~90カ月(7歳6カ月)未満の方	II期 / I期を終了した満9歳~満13歳の方	※標準的な接種期間 / 3・4歳(I期)に3回・9歳(II期)に1回
対象	生後6カ月~90カ月(7歳6カ月)	対象	満9歳~満13歳
I期	 I期はこれで終了です。	II期	 全行程終了です。
特別措置			
接種日時点で 満9歳~満20歳			
※満7歳6カ月~満8歳11カ月の間は予防接種の対象にはなりません、9歳以降に助成対象になります。 ※20歳以上になると助成対象にはなりませんので、ご注意ください。			
未接種	 I期で未接種だった方は、4回接種できます。		
既に1回接種	 I期で1回接種した方は、3回接種します。		
既に2回接種	 I期で2回接種した方は、2回接種します。		

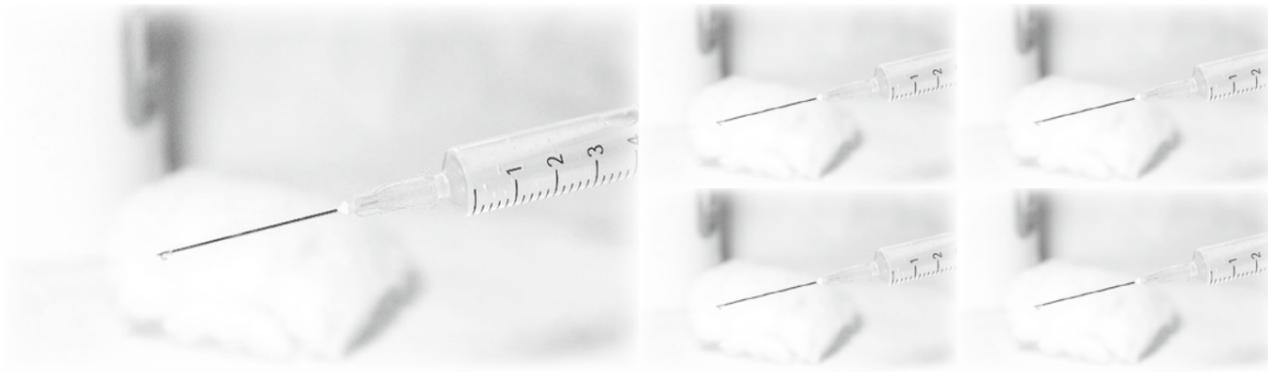
申し込み

接種を希望される方は、下記までご連絡ください。説明文・問診票をお渡しします。
 ※役場から個別通知をされた方に限り、医療機関に直接予約をください。
 ※これまでの接種歴により接種回数やスケジュールが異なるため、母子手帳を用意した上で連絡すると、スムーズに申請ができます。

その他

※予防接種は原則、保護者同伴ですが、13歳以上の方で保護者の同伴が難しい場合には、同意書があればお子さんだけでも接種可能です。ただし、接種を受ける方が既婚者の場合は、保護者自署欄の署名は本人となり、同意書も必要ありません。
 ※13歳以上の女性は、妊娠中もしくは妊娠している可能性がある場合には原則、接種は控えてください。
 ※本町に住民票がある方が、実際には他の市町村にお住まいの場合には償還払い(一度、医療機関で予防接種費用を支払い、後日、役場に申請をして払い戻し)で対応しています。(手続きに必要なもの/予防接種の領収書・印鑑・通帳(振込先を確認するため))

問い合わせ先/役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)



高齢者肺炎球菌予防接種に助成します

町では、高齢者肺炎球菌予防接種に助成を行っています。

今年度、助成の対象となるのは、2017年3月31日までに「65歳」「70歳」「75歳」「80歳」「85歳」「90歳」「95歳」「100歳」になる方です。今年度、対象となった方は、今後、助成の対象となることがありませんので、予防接種を希望される方は、ぜひ、この機会に接種しましょう。

▶助成対象者

対象年齢(年度年齢)	生年月日など
60~64歳	1952(昭和27)年4月2日~1957(昭和32)年4月1日に生まれた方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり厚生労働省省令に定められた方。
65歳	1951(昭和26)年4月2日~1952(昭和27)年4月1日に生まれた方
70歳	1946(昭和21)年4月2日~1947(昭和22)年4月1日に生まれた方
75歳	1941(昭和16)年4月2日~1942(昭和17)年4月1日に生まれた方
80歳	1936(昭和11)年4月2日~1937(昭和12)年4月1日に生まれた方
85歳	1931(昭和6)年4月2日~1932(昭和7)年4月1日に生まれた方
90歳	1926(大正15)年4月2日~1927(昭和2)年4月1日に生まれた方
95歳	1921(大正10)年4月2日~1922(大正11)年4月1日に生まれた方
100歳	1916(大正5)年4月2日~1917(大正6)年4月2日に生まれた方

- ▶助成回数/生涯1回のみ助成(※過去に1回でも自費で接種している方は、対象になりません)
- ▶実施医療機関/摩周厚生病院・布施医院・弟子屈クリニック・美里クリニック・川湯の森病院
- ▶自己負担額(右記以外は町が負担します)/70歳以下の方 2,000円・75歳以上の方 1,000円
- ▶予防接種の受け方/役場に助成の申し込みをした上で、各医療機関に予防接種の予約をしてください。予防接種の際は、町民であることと年齢の確認ができるよう、保険証などを提示してください。
- ▶申し込み締め切り/2017年3月17日(金)

問い合わせ先/役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

子宮頸がんワクチンに関するお知らせ

中学1年生~高校1年生の女の子とその保護者の方へ

2013年6月、厚生労働省から子宮頸(けい)がん予防ワクチンを積極的に勧めないという通達がありました。通達に基づき、町も積極的に勧奨は行っていませんが、接種に対する助成事業は継続することとなっていますので、お知らせします。接種を希望される方は、ご連絡ください。

問い合わせ先/役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

補助金交付希望団体を募集します

地域の自主性と自立性を尊重し、町や地域にとって有効で、公益性が見込まれる事業に対し、補助することを目的とする「弟子屈町地域づくり活動支援事業補助金交付規則」に基づき、補助金交付希望団体の募集を行います。

【補助対象者】

町内において、地域づくり活動を継続的に推進する自治会およびコミュニティ団体など（会社法に定められている会社および営利団体を除く）

【補助金額】

補助対象経費の3分の2以内（ただし、1事業につき10万円が限度です）

【補助対象事業】

- ①公益性が認められる事業
- ②地域の活性化につながる事業など
（独立採算の事業・国、道もしくは町から別の補助金の交付を受けようとする事業は、対象となりません）

【補助対象例】

地域のイベントの開催、地域のための奉仕活動、セミナーの開催など

【募集期間】

随時（ただし、予算がなくなり次第終了します）

地域づくり活動支援事業補助金の利用状況(平成27年度の主な実績)

実施団体	実施事業	事業内容および効果
てしかが国際交流会	てしかが国際交流会トークシリーズ「もっと外国を知ろう」	町内在住の外国人や海外滞在経験者を講師に迎え、海外事情を聴く場を設けました。会を通し、国際交流の促進が図られました。
映画「じんじん」弟子屈町上映実行委員会	「クロコダイルの恋」弟子屈公演開催事業	音楽道化師ユニット「アルルカン・ヴォイス・シアター」による「クロコダイルの恋」の公演が行われ、舞台鑑賞を通じて町民の皆さんの文化・芸能に対する理解が深まりました。
リコーダーを楽しむ会	リコーダーを楽しむ会10周年記念コンサート	町内で活動する「リコーダーを楽しむ会」が、結成10周年記念コンサートを開催。誰もが触れたことがあるリコーダーを用いることで、気軽に音楽を楽しんでいただき、町民の皆さんの文化の醸成に寄与しました。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

子育て世帯応援 保育料の助成を行います!

町では2014年度から、子育て支援事業として保育料の助成を行っています。各保育園・幼稚園に納めていただいた保育料の2分の1を助成するもので、子育て世帯の経済的負担を軽減することが目的です。

助成の対象となるのは、おひさま保育園・川湯保育園・摩周丘幼稚園・奥春別森の保育園に入園しているお子さんがいらっしゃる世帯です。

助成金は10月、3月の年2回支給です。申請書は9月末と2月末に、各園を通して保護者の方に配布します。申請書の提出先も各園となります。

ご不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

□問い合わせ先

- 役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
- おひさま保育園 ☎ 4 8 2 - 2 4 4 4
- 川湯保育園 ☎ 4 8 3 - 2 5 3 7



なかの たいら ちゃん
中野 平 ちゃん



あきよし ゆうき ちゃん
秋吉 優樹 ちゃん



おの たかと ちゃん
小野 隆斗 ちゃん



おおみや きすげ ちゃん
大宮 葵祐 ちゃん



わだ はるき ちゃん
和田 悠輝 ちゃん

寒い冬から、気分がウキウキする春になってきましたね。今年の冬はいつもよりも暖かい日が続いているように感じますが、皆さんはいかがお過ごしだったでしょうか？さて、4月は新しく社会に出たり、学生の方は入学式があったりなど、新しいことがたくさん始まる月ですね。町でも、妊娠や出産に関して新しくなることがあります。

特定不妊治療費の助成
今年度から、特定不妊治療費に助成を行います。特定不妊治療とは、体外受精や顕微授精を行う治療のことをいいます。助成額は次のとおりで、いずれも本町に住民票のある方が対象です。

- ① 既婚女性で40歳未満の方/治療1回当たり15万円(上限6回)
- ② 既婚女性で40歳以上43歳未満の方/治療1回当たり15万円(上限3回)
- ③ 男性/治療1回当たり15万円(生



今月の保健師
長町 理乃 さん

妊娠・出産を応援します!

男性も助成されるんだと思つた方もいらつしやるかもしれません。不妊は女性の問題と思われがちですが、最近では男性側にも問題があることが分かってきています。不妊治療は夫婦にとって深刻な悩みです。精神的な不安もありますが、治療費が高額で、通院している病院までの交通費などもかかり、経済的負担も大きくなりがちです。少しでも、経済的負担の軽減になればと考へ、実施することにしました。

妊婦受診券超音波検査の助成回数拡大
これまで、妊婦健康診査は一般検査14回、超音波検査6回の助成でした。今年度から超音波検査の回数が4回増え、10回となります。超音波検査の金額は一般検査と比べると高いので、少しでも健診が受けやすいよう、回数を増やすことにしました。

妊婦安心サポート事業
この事業は、妊婦さんの出産に関する情報を事前に登録しておくこと緊急時に担当医師の指示の下、速やかに出産予定病院に搬送するというシステムです。内容については、

広報でしかが3月号でもお知らせしました。申請は母子手帳発行時にできいます。現在、町外にお住まいの方で、出産のため本町に里帰りしてきたという方も申請できます。町公式ウェブサイトで詳しくお知らせしています。ぜひ、ご覧ください。

どうして、こんなに妊娠・出産に関する制度を整えたのか。それは、本町の出生数が年々減少しているからです。(グラフ1)

少しでも子育てしやすい環境に近づけるため、まずは経済的な負担の軽減から環境を整えました。これからは、もっと子育てがしやすい環境を提供していきたいと考えています。ご意見があれば、どんどんお知らせください。

□問い合わせ先/役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)まで。

